

相模原市監査委員公表第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和3年10月4日に実施した財務監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 古 内 明

同 桜 井 はるな

1 監査対象事務

負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

2 監査の日程

令和3年4月27日から同年10月4日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和3年12月10日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果 | 措置の内容 |
|---|--|
| <p>南区役所地域振興課の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、相模原南防犯協会への補助金(以下「市補助金」という。)において、次のような事例が見られた。</p> <p>相模原南防犯協会の事業においては、市補助金のほかに神奈川県防犯協会連合会から報奨金を受けていたが、当該事業に係る収支決算書の支出総額を市補助金の対象経費としていた。</p> <p>市補助金の交付決定時において報奨金を補助金とは別の収入科目として適正に交付金額を算定しているにもかかわらず、実績報告書の審査において支出の総額を対象経費として市補助金の確定額としたことにより、報奨金に相当する額が余剰となり、次年度繰越金が増加する結果となっていた。</p> <p>補助金は、公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内においてその施行に必要な経費の全部又は一部を交付するものであるので、補助金額の算定に当たっては、その必要性を十分に確認し、適正に事</p> | <p>令和3年4月27日から同年10月4日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>今回の御指摘を受け、相模原南防犯協会へ神奈川県防犯協会連合会(以下「県防連」という。)からの報奨金の用途を再確認したところ、防犯指導員活動費として支給されたものであったため、繰越金とされた報奨金相当額69,000円について市補助金として返還していただくことが適切な取扱いであると判断しました。このため、相模原南防犯協会と協議し、10月28日付けで同協会から実績報告書の訂正報告を受け、同日付けで額の再確定を通知しました。超過交付となった補助金69,000円は、11月15日付けで返還を確認しました。</p> <p>また、補助金の取扱いについて、各区役所地域振興課で共通認識が図られていなかったことから、県防連から助成される報奨金及び助成金の性質につ</p> |

務を執行されたい。

【南区役所地域振興課】

いて各防犯協会へ確認した上で、10月20日に各区役所地域振興課と制度所管課である交通・地域安全課の4課で協議を行いました。その結果、今回の御指摘の県防連から助成される報奨金や助成金については、市の補助金を充当する前に、県防連が指定する経費へ充当すること、原則として、その他の収入についても同様に取扱うこと、及び助成金等の収入を充当してもなお、事業費に不足が生じる場合に市補助金を充当することとし、10月25日付けで改訂した「事務処理の手引き」に明記し、各防犯協会に周知しました。令和3年度の補助金から、各区役所地域振興課共通認識の下、市の補助金以外の収入や繰越金の性質を十分に確認してまいります。

今後につきましては、改訂した「事務処理の手引き」の確認を徹底し、補助金額の算定に当たっては、その必要性を決裁に係る全ての職員が認識し、適正な事務の執行に努めてまいります。

【南区役所地域振興課】